特集

平成21年 2/1 から

家庭ごみの有料化が始まります

問い合わせ　環境事業課（☎086-803-1297･1298）、環境企画総務課（☎086-803-1292）

有料化の対象ごみ

御津・灘崎・瀬戸・建部地区は、各支所から発行するちらし、広報紙などをご覧ください。

可燃ごみ・不燃ごみ

（資源化物および剪定枝、枯葉〈木葉〉は、これまでどおり無料です。ただし、草は有料化の対象です）

事前無料指定袋セットの配布　1月末まで

有料指定袋での排出に慣れていただくため、岡山市に住民登録をしている全世帯を対象に各種類のごみ袋を世帯主に郵送します。住民登録をしていない世帯は、申請により配布します（1月末までに郵送。御津・灘崎・瀬戸・建部地区は除く）。

【セット内容】
- ◆45リットル袋（5枚）、30リットル袋（5枚）、20リットル袋（5枚）、10リットル袋（2枚）…合計17枚
- ◆ごみ減量リサイクルガイド「どうすりゃーええ？」改訂版

有料指定袋の販売　1月15日（木）～

販売所での有料指定袋の販売は、1月15日㈭から開始します。
右記の標示があるスーパー・コンビニ・ホームセンターなどの販売所で購入してください。

※ 御津・灘崎・瀬戸地区は、2月1日から1年間は、現行の有料指定袋を使用できます。建部地区は、岡山市久米南町衛生施設組合による収集のため、対象外となります。

種類（可燃ごみ･不燃ごみ共通）	価格（10枚入り）
45リットル袋（大袋）	500円
30リットル袋（中袋）	300円
20リットル袋（小袋）	200円
10リットル袋（特小袋）	100円

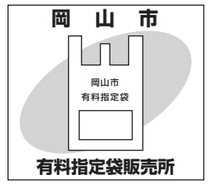

販売所の一覧は、本号の折り込みちらしをご覧ください（御津・灘崎・瀬戸・建部地区は除く）。

ボランティア袋の配布

以下のような場合には、ボランティア袋を支給します（建部地区は除く）。
- ●個人または団体が公園、道路など公共の場所をボランティアで清掃し、ごみステーションに排出する場合
- ●町内会がごみステーションにおける不適正排出のごみを出し直す場合
- ●町内会が地域行事の清掃をする場合

※町内会には、1月下旬に世帯数に応じて一定枚数のボランティア袋を送付します。

ごみ減量化・資源化の支援制度

☆生ごみ処理容器購入費補助制度　1月15日（木）～

電気式生ごみ処理機（購入費の1/2［上限3万円］）、コンポスト容器（購入費の1/2［上限3千円］）の補助制度を開始します（**申請前に購入すると補助対象になりません**）。

※案内書は、環境事業課、各支所、市内指定店で配布します（ホームページからも入手可）。

［手続きの流れ］

①市窓口で申請 ➡ ②市から決定通知 ➡ ③指定店で購入 ➡ ④保証書写し設置写真等提出 ➡ ⑤補助金口座振込

☆カラス等防護ネットの貸与申請　1月15日（木）～

路上や屋根のないごみステーションを対象に、カラス等防護ネットを希望の町内会等に貸与します。種類は、①大＝3ｍ×4ｍ、②小＝2ｍ×3ｍの2種類です。
なお、貸与は3月末ごろの予定です。

☆ ごみステーション施設整備費補助制度の拡充　1月5日（月）～

ごみステーションの施設整備費補助金の限度額を1基当たり、15万円から20万円に拡大します。
□**申請場所**…環境事業課、各支所

減免措置について

次の要件に該当する人には、所定の枚数の20リットル袋を配布します。

番号	要　件　名	要　　件
1	重度の障害者	・身体障害者手帳1級または2級を所持している人 ・療育手帳Aを所持している人 ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人
2	生活保護世帯	生活保護法に基づいて生活扶助を受けている世帯
3	低所得世帯	市が定めた基準（生活保護基準相当額×1.05）より低所得の世帯
4	乳幼児	2歳までの乳幼児のいる人
5	障害者で紙おむつの支給を受けている人	「岡山市障害者日常生活用具給付事業」に基づき紙おむつの支給を受けている人
6	高齢者	・介護保険法で規定する要介護度4または5で在宅の人 ・介護保険法で規定する要介護度3で紙おむつを使用している在宅の人

減免の要件・受付場所などの詳細は、本号の折り込みちらしをご覧ください（御津・灘崎・瀬戸・建部地区は各支所から発行するちらし、広報紙などをご覧ください）。

各申請受付日時・場所　1月15日㈭～

岡山市に住民登録をしていない世帯の事前無料指定袋セット申請、ボランティア袋の配布申請（個人・団体など）、生ごみ処理容器購入費補助制度の申請、カラス等防護ネットの貸与の申請、減免措置の申請（詳細は折り込みちらしを参照）については、1月15日㈭から、下記のとおり受け付けます。

日　　時	場　　所
1月15日㈭～30日㈮ 各日8時30分～17時15分 （土・日曜、祝日は除く）	● **岡山市保健福祉会館1階ロビー** （市役所南側／鹿田町一丁目） ● **各支所**
2月2日㈪～ 各日8時30分～17時15分 （土・日曜、祝日は除く）	● **環境事業課** （市役所本庁舎9階／大供一丁目） ● **各支所**

※減免措置の対象者のうち、「2 生活保護世帯」「5 障害者で紙おむつの支給を受けている人」は、各福祉事務所のみで受け付けます。